

一般廃棄物処分業許可証

住 所 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3
氏 名 比留間運送株式会社
代表取締役 比留間 宏明

武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第48条第2項の
許可を下記のとおり受けた者であることを証する。

武蔵村山市長 山 崎 泰 大



令和7年6月23日

記

1 取り扱う一般
廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、
廃蛍光灯、生ごみ、汚泥(有機性のものに限る)、
空き缶、空き瓶

2 処分(最終処分を除く)
又は最終処分の区分

処分

3 処分の方法

選別圧縮(空き缶、空き瓶)
破碎(木くず、廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、
ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器く
ずの混合物、がれき類の混合物)
焼却(紙くず、木くず、生ごみ、繊維くず)
発酵(生ごみ、汚泥)
圧縮梱包(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず)
溶融(廃プラスチック類)

4 処分先(最終処分を除く)

武蔵村山市伊奈平三丁目25番地の5

5 許可の有効期間

令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

6 許可条件

- (1) 武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例その他関係法令
を遵守すること。
- (2) その他市長の指示に従うこと。